

専 決 処 分 書

平成24年度入間市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年11月20日

入間市長 田 中 龍 夫

議案第100号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年度入間市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成24年11月29日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

衆議院の解散に伴い、選挙費用について緊急に補正予算を編成する必要が生じ、平成24年11月20日に平成24年度入間市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

平成24年度入間市一般会計補正予算（第3号）

平成24年度入間市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,869,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位千円)

- 2 -

歲出

(単位千円)

[illegible]